

# 体言文と主語―述語

石 神 照 雄

キーワード：体言文 主語 述語 解説文 ウナギ文

- 一 はじめに
- 二 文の論理と用言文
- 三 体言文と文の形式
- 四 体言文と主語―述語
- 五 おわりに

## 一 はじめに

文法論とは、言語の単位である語、文、文章に就いて、意味との関係から、各々の根拠、構造、種類、性質を問うものである。山田孝雄の研究は『日本文法論』（山田一九〇八）からしても百年を迎えようとするものであるが、文の論理と語の類別に関する研究は、日本文法学の基底を説くものとして揺るぎのないものである（石神二〇〇二）。

山田文法は、文に根本的に異なる二つの種類を設定する。喚体と述体である。ここには、文は思想を組織的に表したものであり、思想の最も原理的な姿は判断である、という把握がある。

喚体・感情の発表形式、命題の形式を成さない、呼格（体言）による一元性

述体・理性の発表形式、命題の形式を成す、主格（体言）―賓格（用言）による二元性と述格（用言）の関与

右は、文に於ける判断の在り方を根拠にしたものである（注1）。殊に、述体に関して展開された、文の論理と語の類別は重要である。山田は、精神の統一作用（統覚作用Ⅱ繫辞）という作用的次元の要素を、思想（直接には分析判断）を組織するものとして、対象的次元の要素（実体、属性）とは別に追究する。即ち、判断に於ける繫辞、文の内部構造としての位格関係の述格、構文機能としての陳述という各々を連関的に検討することで、述体文の中核を担う語として用言に至る（注2）。

山田文法が説く述体の論理に従い、例として、

花咲く。

を取り上げるならば、これを、

〔実体―属性〕―繫辞

〔主格―賓格〕―述格

〔体言―用言〕―用言

〔花―咲く〕―咲く

と分析することが出来る。ここに、事態分析として分析判断の内部構造、分析判断を基にした構文概念（位格）による構文関係、位格を担う品詞による構文関係、位格を担う具体の語による構文関係、という一連の展開を見るのである。

ところで、一般に文に於いて、主語とは何か、述語とは何かの問題は、個別の文では一見自明のことのようにもあるが、論理的解説は容易ではない。右の例文を、

花　―咲く。

主語　述語

と明示するとき、主語とは主格の語、述語とは述格の語というように、判断の対象的次元の語、作用的な次元の語を、そのままの形式の項として読み替えた、ということになるのであろうか。右の例文ではこれを支持するもののように感じられる。

しかしながら、我々の文に対する意識は、述格を成すことのみを以て用言を述語としているのではない。述格の用言が直ちに述語ではない。用言が実質用言である場合は、賓格と述格とを同一用言が担うこととなり分明ではないが、形式用言を以て述格とするとき、主語に應ずる述語とは何かが判明する。主格―賓格の対象的次元の關係で賓格を構成する用言が、述格の陳述の関与を受けることによって、述語を成しているのである（注3）。

即ち、述体の文に於いて、述格の関与を受けた賓格の語が文の部分として在る、ということが、構文形式の概念としてある。これが述語である。そうであれば、述体の文に述格の関与を受けた主格の語が文の部分として在る、ということをも以て主語と称することになる（石神二〇〇五）。

例文「花咲く。」は、体言「花」が主語、用言「咲く」が述語という各々の構文形式を担うことで、文としての内容の統一、文としての形式の完結が同時に実現し、分析判断を表す述体文としてあるのである。ここに改めて、分析判断、位格による構文關係、位格を分担する品詞、構文形式としての主語―述語、具体的語、というよ

うに述体文「花咲く。」を支える内部構造を捉えることが出来る。

「実体―属性」―繫辭

「主格―賓格」―述格

「体言―用言（実質）」―用言（陳述）

主語―述語。

花　―咲く。

述体の文に於いて主語―述語の相関とは、現実には体言と用言とによる語序を構文形式とするものであり、それが分析判断を担い思想の表現となるのである。山田文法が説く述体の論理を始祖とし、日本語を分析しようとする者にとって、主語と述語とは対の關係にあり、文に於いて一体のものである。両者は他を欠いて一のみが在るとすることは出来ない。それにも関わらず、日本語文を論ずるとき、文形式として主語―述語の扱いが分明でない場合がある。

本稿は、山田文法に導かれ筆者がこれまで検討した、文の論理と語の類別の根本問題（石神二〇〇二）、文の論理としての主語―述語という構文形式の問題（石神二〇〇五）を踏まえ、体言を述語とする文について述体文としての在り方を検討するものである。

## 二　文の論理と用言文

文としての述体の論理は、現象的な姿を超えて、文形式として主語と述語が存在し、そのことを以て内容の統一と形式の完結が実現している、とするものである。そのとき体言と用言が執る語序が主語―述語という文形式である。

しかしながら、先に例として取り上げたものを始めとして、実質用言を述語とする述体文では、現象的な文の姿からしばしば文の形

式が論じられることがある。文が述語用言のみで成り立つかの如き言説である。例えば、「詞辭論」的観点の入子形式から主語を述語の中に含まれるとする時枝誠記の構文観（時枝一九四一）、「述語一本建」を標榜する三上章の構文観（三上一九五三）は所謂主語廃止論に至るものである。また、文を素材表示の職能と関係構成の職能との結合体と見なす渡辺実の構文論（渡辺一九七一）もここに含まれる。

文に於いて主語が現象的に無い場合がある。先の例文で言えば、「咲く。／咲いた。」のみで意味が通じる場合がある。それを以て、主語は不要であるとし、述体に於ける文の形式を述語一本建と説くのである。述語一本建の構文観に於いては、位格関係に在る賓格とは主格と相関することで成り立つものであり、述語はそれを踏まえ文の形式として在るものである、という議論は望めない。意味的論理関係から用言の格を規定し、用言を扇の要に見立てる。すると格関係を構成する体言は用言に対し放射状に在る。そのとき各々の格関係をなすものの中に、意味的論理関係として優劣は無い。このように関係を設定することで、用言は述語として束ねの機能を担う必須要素として在ることになり、格関係の関係を担う体言は任意のものと思なされるのである。文形式として主語が考慮されない構文観である。この構文観による文法研究は、山田文法以降、今日まで陸続としてあるものと言えよう。唯森重敏の一連の研究（森重一九五九、一九六五、一九七一）を例外とするのみである。

さて、右のことは例を以て示すなら、

（太郎が）（次郎を）（花子に）……紹介した。

（連用成分）—述語。

「主格体言／対格体言／与格体言／……」—「実質用言」

（太郎が）（次郎を）（花子に）—紹介した。  
任意の要素 必須の要素

というように捉えることが出来る。任意の連用成分と必須の述語とで内容の統一が行われ、述語が形式の統一と完結を担っている。山田文法に基づく主語—述語の相関という述体の論理では、内容の統一と形式の完結は一体のものであった。それがここでは機能分化されている。内容に関しては、用言が担う意味的論理関係としての束ねの機能、即ち「叙述」であり、形式に関しては、用言が述語として存在すること及びその延長である（注4）。

述語用言とは、構文機能が予め設定がされているものである。これが、用言を述語とする述体文に対する今日的な捉え方である。それは、連用成分との内容的関係構成、文の形式的完結、という二つである。

右のような文法研究は、山田文法の構造の論理とは異なる。山田文法では、判断の在り方を構造的に捉え、これを根拠に文の論理を導いた。右は、機能として文の在り方を論じているに過ぎない。即ち、仮に主語が設定されたとしても、それは意味的論理関係の格として抽出された主格が、単に読み替えられたに過ぎないものである。山田文法から導かれる文の形式としての主語—述語関係の主語ではない。意味的論理関係として主格を取り上げるに過ぎない述語一本建の構文観では、「主語」と読み替えられる主格は、他の格に対して相対的に優位な在り方を取るものではあるが、構文要素としては任意として在るものである。そこで主張される「主語廃止論」は、述体の論理に関わる主語—述語を直接に問題とするものではない。事態分析と文に於ける表現の省略という問題は、用言を述語とする文に於いては、日本語の具体的な姿としての特徴である。しかしな

がら、これを以て一般化し、日本語の文形式に主語がないとの論証へと導こうなどとするのは、現象と論理の安易な混同であり、文法論として妥当な展開ではない。

### 三 体言文と文の形式

ここに、体言を述語とする文を、述体の論理を以て解析するならば、事態分析として分析判断の内部構造、分析判断を基にした構文概念（位格）による構文関係、位格を担う品詞による構文関係、位格を担う具体の語による構文関係、文の形式、具体の語による文の形式、という一連の展開を捉えることが出来る。

太郎は大学生だ。

〔実体―属性〕―繫辭

〔主格―賓格〕―述格

〔体言―体言〕―形式用言（陳述）

〔太郎―大学生〕―だ

主語―述語。

太郎は―大学生だ。

ここで、体言文の述語「大学生だ」を、用言文の文形式の在り方に準えるならば、次のものが導かれる。

太郎は大学生だ。

（連用成分）―述語。

〔主格体言〕―〔体言・形式用言〕

太郎は―大学生だ。

任意の要素 必須の要素

しかしながら、右を以て体言文の形式とすることには違和感を覚

える。同意できないものの第一は、仮に「太郎は」を任意のものとし、これを欠くならば、「大学生だ」を述語とする文が担っていた意味は表されない。ここでは、述語に先行する「太郎は」は任意の要素ではなく、体言を述語とする文としては必須の要素である。

「は」は題目（主題）の提示として扱うものである（松下一九二四、一九二八）。用言文の場合であれば、連用成分の表示と叙述内容の関係から、例えば、

太郎は紹介した。…太郎が紹介したコト…主格

次郎は紹介した。…次郎を紹介したコト…対格

と、各々の体言が担う格を決定し、

太郎が次郎を花子に紹介した。（現象文）

というように、基底の文を設定することが出来る。題目提示の文は基底の現象文が転換されたものと捉えるのである。述体の文に、格助詞の次元の文、係助詞の次元の文があるとするのである。これは、助詞の種類によって文の判断の質が異なることを見ていることになる。用言を述語とする文では、題目提示の関係を外せば、基底の文は現象文である。現象文とは、描写文とも言うように、いわば事態分析に専念した文である。格助詞の文であるとは、文の判断の次元がそれとして在ることを示唆している。

さて、右の体言述語文に於いて、これを題目提示の文とした場合、ここから抽出される基底の文の姿とは、

太郎が大学生だ。

というものである。現象的には助詞「が」の文である。しかしながら、これが担う意味は用言述語文の場合とは異なる。元々の体言文が担っていたのは、文の内容である対象の特徴の「解説」である。これは、係助詞「は」が担っており、特殊性の判断を表している

考えられる。

いま、ここに、元々の体言文の基底として得た右のものは、

大学生は太郎だ。(指定文)

という文と同じ意味を担うものである。二つは形式の異なりを超えて、その担う文の意味を「指定」とすることが出来る。発言者の談話的態度の意味が、問答関係で解答を選択指定するということで現れたものである。この「は」の文が、意味の上からしても、使われている助詞の種類からしても、現象文でないことは当然である。先の「が」の文は、意味の上からは寧ろ指定文である。

太郎が大学生だ。(指定文)

因みに、右の「は」の指定文に、基底文への転換の操作を施せば、大学生が太郎だ。(解説文)を得る。これは初発の、体言述語文の

太郎は大学生だ。(解説文)

に類義的であり、解説文である。

ここに述べてきたことは、我々を次のことへと導く。即ち、

太郎は大学生だ。(解説文)

という体言を述語とする文に関して、これを題目提示された文とし、この基底文として何らかの現象文を設定する、という操作は困難である。また操作の過程で把握する体言文に、「解説」でも「指定」でもないものとしての現象文を見出すことは出来ない。なお一般的にも体言文であれば、「が」表示の文であっても「解説」か「指定」の意味を担っていると思われる。ここでの「太郎は」は、連用成分の格が題目提示されたというものではない、と考えられる。

述体の論理に則るならば、体言を述語とする文に於いても、判断の構造から位格関係の設定で主格が抽出される。これは、述格の関

与を受け、主語—述語関係の主語として構文上に実現するものである。しかしながら、体言文での姿は当初から「は」によるものなのである。そのことが、動詞述語文に準えて、連用成分の格を抽出しようとの操作をして出現させた、助詞「が」の文なのであるが、文意の異なるものを発生させたのである。体言文に於いて「が」表示であることは、動詞文の主格に相当するものではない。

つまり、体言文に於いては、体言を扇の要とする意味的論理関係を設定し、要の述語体言を以て必須の要素、先行する体言を以て任意の要素、とする内部構造は成立しないのである。抑も、体言文に於いては、基底の現象文なるものは存立出来ないのではないか。

用言文に於いては、述体の論理は、主語—述語の文形式から、述語一本建の論理へと展開することが行われた。しかしながら、体言文に於いては、これを行うことが出来ないのである。

一般には、現象的な形式から、用言文と体言文とに等しく述体という枠を与えている。しかしながら、用言を述語とする文と、体言を述語とする文とでは、文の内部構造を成す根本的なものが異なっているのではないか。

右はこういう思いを抱かせるものである。

#### 四 体言文と主語—述語

述体の文を構成するとき、述語の品詞と助詞の種類、構文上の役割、それに伴う文が表す判断の質による文の名称に関しては、

動詞述語 …… 格助詞「が」 …… 主格表示 …… 現象文(物語り文、動詞文)

形容詞・名詞述語…係助詞「は」 …… 題目提示 …… 判断文(品定め

## 文、名詞文)

という違いを我々は意識している(注5)。

右は次のことにも及ぶ。

動詞述語文は格助詞「が」による現象文であるが、係助詞「は」により題目提示の文に転換する。形容詞述語文は係助詞「は」による題目提示を行う判断文であるが、格助詞「が」により主格表示の文、即ち現象文に転換する。この把握の背景には、係助詞「は」に対して格の代行(三上二九六〇)という機能を捉え、これを剝がせば下には格助詞が出現する、という構文観が在ることである。この構文観は、用言(動詞・形容詞)を述語とする文で捉えられる、題目提示の文と基底の文との関係を、体言文の場合にも適用することが出るのだ、という暗黙の了解を、文法論に持ち込ませることになる。

しかしながら、右は、用言文を述語一本建の形式で分析することが妥当とする地点でのものであり、しかも、体言文を用言文に準えて解析することの保証ということに至っては、文法論上議論を阻む余地無し、というものではない。体言文の叙述内容を「くコト」という実質化を以て表示できるとき、二つの体言を「が」表示で繋ぐ、即ち「太郎が大学生であるコト」を、現象文の主格表示の「が」に相当すると見なしているのである。現象的な文の姿から、題目と主格の類似性を取り出したに過ぎない。

体言文の「くは」という形式が、用言文を解析する際の主格主語と同じものである、という保証はどこにもないのではないか。

体言文の内部構造は如何なるものであろうか。

山口光は、体言を述語とする文の現象的な姿、

「体言A」助詞「体言B」だ。

から、これを「二体言文」と称する(山口一九七五)。山口は体言文の構成上の特徴を次の二つとして抽出し、この組合せから四種類の意味特徴を記述する。右に用いた文を例とすれば以下のようなである。

・二つの体言が概念としての、内包・外延の何れを表すかという区分(外延語・内包語)

・伝達の間答関係で、既知(くは)・未知(が)の何れを先行して表すかによる構文区分(正規構文・転位構文)

A 太郎は大学生だ。外延+内包・正規解説文・内包の規定

B 大学生は太郎だ。内包+外延・正規指定文・外延の指定

C 太郎が大学生だ。外延+内包・転位指定文・外延の強調指定

D 大学生が太郎だ。内包+外延・転位解説文・内包の強調規定

右の四文では、二つの体言は、

「太郎・外延」へ「大学生・内包」

という役割分担を成している。このことは、用言文、取分け形容詞を述語とする題目提示の文に、体言文は相当する、という処理を支える根拠が提供されたのである。「大学生」を内包として扱うとは「大学生・性/的」という意味を捉えることである。

即ち、正規解説文で言えば、第二項の体言を形容詞と見なすことで、体言文を等しく述体の論理に在るものとする事が出来る。体言とは属性が集約されたところに貼り付けられた指標である。したがって、体言は集約された用言(属性表現の語)である、という意味的關係構成の操作を我々が承認するならば、体言文は用言文として処理されるものとなる。

右のような体言文の解析は、二体言が概念の階層関係の中でどのような位地を占めるか、ということであり、この文形式が我々の知

識の体系を映し出すものであることを知るのである。

ところで、現象文の形式である主語—述語を支える、主格—賓格の根拠は、一つの事態での実体と属性である。つまり、用言文の主語—述語とは、次元を同じくする中に在る諸相の内から抽出された二つの相としての実体と属性である。言わば二つは水平の関係にある。これに対し、体言文で主語—述語を担うとされる二つの体言は、概念の階層関係の中で次元の異なりが文としての根拠をなしている。二つは垂直の関係にある。

二体言文に於いて片方の体言を内包として捉えるということとは、概念の階層関係の中で、二つの体言に対し垂直の関係で意味的關係構成を図ることである。内包と捉える体言は、語序としての主語—述語関係の述語の地位だけに在るものではないことは、右の四文が示す通りである。用言文に於ける主語—述語と、体言文に於ける主語—述語とは、担う内容が異なっているのである。

問題は次のことへと展開する。  
体言文に於いて、外延・内包という役割分担は常にあるものなのであろうか。

例えば、次の、

ボクはウナギだ。⊕〔「ボク…外延」へウナギ…内包〕

太郎は納豆だ。⊕〔「太郎…外延」へ納豆…内包〕

という、ウナギ文と称するものでは、この解析は有効ではない。日常を超えた世界を取り上げるならば解説文とすることも可能であるが、そのようなことは日常にはない。例えば、

「ボク」—「ウナギ」…「食堂での注文の品」／「昨日の釣

果」／……

「太郎」—「納豆」…「好んでよく食べる食物」／「苦手な食

物」／……

という関係を見出すことで、我々はウナギ文を承認する。

先に掲げた解説文を始めとする四文もウナギ文も、共に二体言文として在るといふ点に於いては同じである。ということは、解説文とウナギ文の違いとは後項体言の役割分担に在ることが判明する。

太郎は大学生だ。⊕〔「太郎…外延」へ大学生…内包〕（解説文）

太郎は納豆だ。⊕〔「太郎…外延」へ納豆…外延〕（ウナギ文）

ウナギ文では「納豆」は内包化されない。これが解説文とならない理由である。ウナギ文に於いては、二つの体言が外延として存在し、これを結ぶ枠組関係が潜在している。

「太郎」—「納豆」…「好んでよく食べる食物」＝「好物」

である。

右のことよりすれば、ここでのウナギ文の内部構造は、

太郎が好物を持っている。／太郎に好物がある。（現象文／存在文）

（ソノ）好物は納豆だ。〔「好物…内包」へ納豆…外延〕（指定文）

というように、二系統の文の相関と見ることが出来る。「好物」を中核とする枠組関係が前提的にあるのである。此処にウナギ文の根拠が在ると考えられる。

右の相関する二系統の文は、一体として枠組み関係の文、

太郎は、好物に関して、納豆だ。（枠組関係の文）

⊕〔「太郎…外延」へ好物…枠組関係」へ納豆…外延〕

を成す。ウナギ文はこの枠組み関係の文から生まれる。つまり、枠組関係を潜在化させ非表現とした剰余、これがウナギ文なのである。

この種の文は、いわば二体言の臨時的な結合であり、文脈に依存する。同じ形式で異なる枠組関係の表現があり得ることになる。

太郎は納豆だ。〔太郎・外延〕〈納豆・外延〉（ウナギ文）

太郎は、好物に関しては、納豆だ。（枠組関係の文）

太郎は、苦手な食物に関しては、納豆だ。（枠組関係の文）

さて、此処にいたり、ウナギ文の解析を踏襲すれば、二体言文としての解説文を次のように考えることになる。

太郎は大学生だ。Ⅱ〔太郎・外延〕〈大学生・内包〉（解説文）

太郎は、身分に関しては、大学生だ。（枠組関係の文）

Ⅱ〔太郎・外延〕〈身分・枠組関係〉〈大学生・外延〉

〈太郎〉―〈大学生〉…〈身分〉

ここでも内部構造に二系統の文の相関を見ることが出来る。

太郎が身分を持っている。／太郎に身分がある。（現象文／存在文）

（ソノ）身分は大学生だ。〔身分・内包〕〈大学生・外延〉

（指定文）

以上から次のことが明らかになった。

解説文、ウナギ文という表面的には異なる意味の二体言文ではあるが、基盤となる枠組関係を解析することにより、文の内部構造に於いて同一性を持つ。内部構造は、二系統の文の相関である。それは、二つの体言が指示する二つの概念の直接的な関係というに留まるものではない。二つの体言は、基盤となる枠組関係を媒介して立体的に繋がる（注6）。

## 五 おわりに

用言文に於いては、主語―述語は事態を分析することを根拠とするものである。主語の内実の実体、述語の内実の属性は共に分析の対象である事態に収まるものである。これに対し、体言文に於いては、二項の体言は主語―述語関係を成すと称するにしても、その内実は用言文とは異なる。解説文、及びこれに連なるものは概念の階層関係に収まるものであるが、ウナギ文は潜在する枠組関係を探らなければ収まる場を見つけないものである。

文法研究に於いて、述体の論理を出発点とするとき、体言文の主語―述語とは何かを再度吟味すべきものであると考える。二体言の現象的な関係に留まることなく、二つを組み立てる枠組の在り方こそが、内部構造として追究されるべきものではないか。体言文の二体言は、異なる次元を垂直に貫くという論理の世界のものである。単純な判断としてのものではない。

森重敏は、係助詞「は」について、判断の判断として、論理的には推論である（森重一九七一）という議論を行っている。論ずべき域として、体言文の研究に課せられたものであると考える。論理的には推論関係に於いて在る、これが体言文の姿であると考えられる。これは文法論に新たな地平を拓くものである。

## 〈注〉

1 文が二種類であるとは、文の内容としての思想が述体的な判断か、喚動的な判断かということである。山田文法では、用言

に「陳述」を説く述体に対し、喚体の議論は平衡に欠けると思われる（石神一九九九）。

2 山田は『日本文法論』（第二章 国語の単語分類の方法、五余が分類）で、述体文の論理と語の類別を説く。これは文と語の連関を説く文法論としての真髓を成すものである。『日本文法学概論』（第五章 語の類別）にも同様の記述を見ることが出来る（石神二〇〇五）。

3 資格と述格という二つの位格を、「咲く」は実質用言であることにより二重に担うことになる。山田は「かかる場合にはその重き性質に基づいてその語をば述格に立てりといふこととし、資格はその内部に没入して外形上差別を立て、認めざるものとす。」（山田一九三六、六八三頁）と説く。しかしながら、述格に没入の資格とは「主格—資格」関係を前提として存在するのであり、述格はこの関係性に関与しているのである。

4 渡辺文法は、山田の文法の陳述を機能として抽出し、「叙述」と「陳述」とした。これは、述体の論理である内容と形式の問題を構文的職能という機能で統一的に論じようとしたものである（渡辺一九七二）。渡辺の陳述は、山田が説く述体の論理としての陳述から、内容の統一という側面を控除した陳述観である。これは、今日のモダリティ論に連なる。

5 格表示された体言と動詞を述語として構成される文を、佐久間鼎（佐久間一九四一）は「物語り文」、三尾砂（三尾一九四一）は「現象文」、三上章（三上一九五三）は「動詞文」と称する。これは、時の経過を含む個別事態の表現である。これに対し、形容詞（形容動詞、）名詞を述語として構成される文は「品定め文」（佐久間、同上）、「判断文」（三尾、同上）、「名詞文」（三上、同上）とされている。助詞「が」の文と助詞「は」

の文である。「が」の文では連用成分の任意性を見るにしても、「は」の文では前後の二項が必須であることを見逃すことは出来ない。

6 解説文に於いては、枠組み関係の文としてあるところから、二体言文とすると、ウナギ文では体言の役割分担がそのままであるのに、所謂述語に於いて外延から内包への移行が生じる。これについては、「体言文の構造」（石神、未刊行）で検討した。

### 〈参考文献〉

- 石神照雄（一九八九）「ハとガ—主題と主語—」『日本語の文法文体（上）』（講座日本語と日本語教育4）明治書院
- 同（一九九七a）「文研究に於ける喚体への視点」『日本語の歴史地理構造』明治書院
- 同（一九九七b）「文研究の論理」『日本語文法 体系と方法』ひつじ書房
- 同（二〇〇二）「文の論理と語の類別」『国語論究第一〇集 現代日本語の文法研究』明治書院
- 同（二〇〇五）「文の論理と体言文」『日本語学の蓄積と展望』明治書院
- 同（二〇〇六）「文の形式と希望喚体」『信州大学人文科学論集』四〇号
- 同（未刊行）「体言文の構造」『安達隆一先生古稀記念 ことばの論文集』
- 奥津敬一郎（一九七八）『ボクハウナギダ』の文法「ダとノ—」くろしお出版（一九九三、くろしお出版）
- 同（一九八一）「ウナギ文はどこから来たか」『国語と国文学』五八巻五号

- 川端善明 (一九五八) 『形容詞文』『国語・国文』二七卷一二号  
 同 (一九五九) 『動詞文・格』『国語・国文』二八卷三号  
 北原保雄 (一九八一) 『日本語の文法』(日本語の世界6) 中央公論社
- 佐久間鼎 (一九四一) 『日本語の特質』育英書院  
 時枝誠記 (一九五〇) 『日本文法口語篇』岩波書店  
 松下大三郎 (一九二四) 『標準日本文法』紀元社  
 同 (一九二八) 『改撰標準日本文法』紀元社  
 三尾 砂 (一九四八) 『国語法文章論』三省堂  
 三上 章 (一九五三) 『現代語法序説』刀江書院(一九七二、くろしお出版)
- 同 (一九六〇) 『像は鼻が長い』くろしお出版  
 同 (一九七〇) 『文法小論集』くろしお出版  
 森重 敏 (一九五九) 『日本文法通論』風間書房  
 同 (一九六五) 『日本文法―主語と述語―』武蔵野書院  
 同 (一九七一) 『日本文法の諸問題』笠間書院  
 山口 光 (一九七五) 『二体言の論理的意味』『国語研究』(國學院大學)三八号
- 同 (二〇〇一) 『還元文法構文論』発行けいめい出版、発売くろしお出版
- 山田孝雄 (一九〇八) 『日本文法論』宝文館  
 同 (一九三六) 『日本文法学概論』宝文館  
 渡辺 実 (一九七二) 『国語構文論』塙書房